

第8期 第1回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月4日(水) 午前9時30分～
2. 開催場所 東部営農支援センター 2階 小会議室
3. 出席委員(16人)
4. 欠席委員(3人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
 - 議案第1号 農地法第3条の許可申請について (2件)
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の許可申請について (1件)
 - 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (1件)
7. 農業委員会事務局職員(3人)

8. 会議の概要

○係長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中16名です。7番 ○○委員、14番 ○○委員、17番 ○○委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○○会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

第8期のスタートということで、ご存じの通り農業委員会では毎月の定例総会での議案を審議することとなっております。

今回は議案件数も4件と少ないですが慎重に審議いただきまして、総会後の農地利用最適化推進委員さんとの合同研修会もよろしくをお願いします。

それでは只今から第1回農業委員会を開会いたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、4番 ○○委員さん、5番 ○○委員さん、よろしくをお願いします。

議案審議に入っていきます。まず、議案第1号農地法第3条の許可申請について、2件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。まず、農地法第3条についてですが、端的に申しますと耕作目的での農地の売買、賃貸借農地は農地のままで、それを耕作する人または持ち主が変更になる場合の許可になります。

それでは、議案番号1番について説明いたします。譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、226㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は16,599㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明いたします。譲渡人の○○さんは後継者がおらず、自らも耕作できないとのこと

から、農地を処分しているとのこと。譲受人の〇〇さんは高齢ではありますが、息子と一緒に農業行うとのこと。申請地の横が住宅ではありますが特に耕作には問題ないと思われます。申請地付近にも農地を耕作しておられますので特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

農業を本人と妻の常時2人で行われるとのことですが、奥様の年齢は何歳ぐらいですか。

○委員 〇〇委員

〇〇さんの奥様の年齢は87歳ですが、〇〇さんにつきましては息子さんが退職後に農業を引き継ぐとのこと。

○議長（会長）

ほかに何かご意見はございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、499㎡。外2筆で計3筆。合計面積は3,647㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機です。労働力は、本人の常時1人と増員予定で妻と母2名です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇 〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請について、法第3条第2項1号から6号までの不許可要件ですが、いずれにも該当していないことが要件となっております。その要件確認のため、令和5年7月27日事務局にて申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず、第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、祖父母が高齢になり農地を管理することが困難となったことから、農業経営を引継ぎたいとの思いもあったため、贈与することとなった。兼業とな

るが農業に従事する。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を祖父から貸借する予定である。

水稻、野菜を作付けし、収穫物については、産直市への出荷を予定している。周辺の農家からの指導助言を得ながら経営規模を拡大する予定である。将来は〇〇地区に居住し、農業に従事したいと考えているとのこと。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人1人で、年間150日程度農業に従事する。また、農繁期に妻と母2人を増員する予定である。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図4、5ページをご覧ください。場所は〇〇集落の中心地になります。甲〇〇番〇は〇〇を超えて左にすぐ曲がりましたら申請地がございまして、水稻を行う予定とのこと。〇〇さんは農地を後継者につなぐためにお孫さんに贈与するとのこと。〇〇地区の農地利用最適化推進委員の〇〇さんとも話をしております。状況については知っているとのことでした。将来は〇〇地区に戻ってきて居住し、農業に従事していくとのこと。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について1件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第2号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

農地法第5条第1項の規定による許可申請は転用目的での売買、貸借、権利異動と農地を農地以外のものにする転用を同時に行うものでございます。

3番 貸付人 松山市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、2, 110㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。転用目的は資材置場。権利内容は使用貸借権設定10年です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、事務局にて確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図6ページをご覧ください。場所は〇〇になりまして、面積は2, 110㎡あります。貸付人と借受人の関係は夫婦です。奥さんが相続された農地ではありますが、以前は造園業者が利用しており、荒らしておりましたが、現在は木も伐根し整地しております。農地区分は第1種農地となりまして、一団の農地の端にあること、周囲は圃場整備が行われておりますが、申請地につきましては圃場整備が行われていない生産性の低い農地であります。また、周囲の農業経営にあたる影響も少ないと思われま

す。〇〇については土木建設業を営んでおり、以前に〇〇にある〇〇の西側に資材置場を保有しておりましたが、コロナ化の影響もあり会社経営が厳しくなったため、この土地を売却しております。その後コロナ化からの回復の兆しが見え始め、東温市内において工事を受注する予定もあることから、再び資材置場を確保する必要がでてきたということになります。以上のような事情がありまして、さらにほかの条件について2車線道路の市道に面しておりまして、必要な面積を確保できるということで申請地を資材置場に転用しようとするものでございます。

最後に転用に伴う被害防除措置につきまして、まず排水については汚水の排水はなく、雨水の排水については自然浸透のように行います。また、周囲に土留めコンクリートブロックを設置して土砂流出を防ぐ計画になっておりまして、300万円の予算を立てて資金の裏付けもあることから問題がないものと考えております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

元々は当該地に造園用の木が植わっていたわけですが地元の同意はあるのか。

○事務局

地元についての同意についてですが、現況のまま土砂置場や重機、駐車場としての利用計画で隣接する住家もないため、地元や近隣の方への説明会はされてないのですが、地元の土地改良区から周辺農業経営に与える影響も少ないことから同意を頂いております。

○議長（会長）

ほかに何かございませんでしょうか。

○委員 ○○委員

資材置き場にする場合にフェンスをたててしまうと隣接地の農地の日照問題があると思うがそのあたりは確認しているのか。

○事務局

日照権の問題については農地法とは関係がなく、隣接地の同意書も必要ないことから、フェンスをたてるかどうかの自由は申請者側にあるのではないかと思います。今は申請中でありますので、申請人の方に申し入れはできると思います。

○議長（会長）

ほかに何かございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について1件を議題とします。今回の案件について会長職務代理者の○○委員が当事者ですので退出ねがいます。

（○○委員退出）

それでは事務局より説明願います。

○事務局

議案第3号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。

4番 所有者 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。申出者 東温市○○番地○ ○ ○○さん。土地は、○○番○、田、224㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。転用目的は農家住宅。開発許可は不要で、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、事務局より確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図は7ページになります。場所は○○集落の中にあり、○○さんの自宅の宅地に隣接する農地でございます。所有者と申出者との関係につきましては親子でございます。父親名義の土地を使用貸借し娘さんが実家の隣で親の手伝いをするために農家住宅を建築する予定となっております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。

(〇〇委員入出)

本日の議案審議については、4件、これで全て終了しました。

この後の合同研修会もどうぞよろしく願いいたします。

次回の農業委員会は令和5年9月7日となっております。

以上で第1回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。